

上田市真田地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上田市	真田地区 (傍陽集落、本原集落、長集落、菅平集落)	令和3年3月19日	

1 対象地区の現状

(ha)

①地区内の耕地面積	1,322.2
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	758.2
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	316.4
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	61.5
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.4
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	613.4
(備考)	

2 対象地区の課題

真田地区では70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、傍陽集落では25.36ha、本原集落では15.4ha、長集落では20.1ha、菅平集落では0.8haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

長集落の農地利用は、447.9haのうち中心経営体である13経営体(集落営農組織4団体を含む)が40.9haを担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

傍陽集落の農地利用は、393.8haのうち、中心経営体13経営体(集落営農組織1団体を含む)が60.5haを担うほか、集落内の農業者を中心経営体としていくことで対応していく。

本原集落の農地利用は、223.8haのうち、中心経営体である23経営体(集落営農組織3団体を含む)が44.8haを担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

菅平集落の農地利用は、256.7haのうち、中心経営体77経営体が198.0haを担うほか、集落内の農業者を中心経営体としていくことで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<農地の貸付け等の意向>

・貸付け等の意向が確認された農地は、2,334筆、1,589,173㎡となっている。

<農地中間管理機構の活用方針>

・将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。もし中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

<担い手不足や高齢化に対する取組方針>

・農地付き空き家バンクや移住交流サイトを利用して移住者を増やして担い手を確保する。
・農福連携を利用したり、担い手が耕作しやすい環境づくりに取り組む。

<耕作放棄地防止対策の取組方針>

・耕作して守っていく土地と山林化していく土地を区別して、条件の悪い圃場に関しては、農地構造改善や排水対策整備を可能な範囲で取り組む。

<鳥獣被害防止対策の取組方針>

・地域における鳥獣被害防止対策として、電気柵や鳥獣被害防止ネットの設置等のほか、上田市有害鳥獣捕獲実施隊と連携を図り、目撃や場所、被害状況などの情報を共有して、被害発生の減少に取り組む。

農地の貸付け等の意向

	集落	貸付意向の農地	
		筆数	面積(㎡)
1	傍陽	913	645,798
2	本原	460	279,597
3	長	921	564,349
4	菅平	40	99,429
計		2,334	1,589,173